



あなたのそばに人権相談員がいます!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権プラザ便り [結び]

(公財)東京都人権啓発センター 〒111-0023 台東区橋場1-1-6 TEL.03-5808-9682 (直通)

生活していくうえで、困ったときに使える 制度があります。あなたはご存知ですか？

自己都合退職でも、 失業給付はすぐにもらえる？



誰でも、病気にかからずに健康で働きたいと思いますが、こんな事態が起きてしまいました。60代で一人暮らし、働いていますが、心臓と腎臓を悪くして検査入院となりました。具合がよくないので、病気を理由に退職してすぐに雇用保険で失業給付金を貰えるかという相談です。

退職した場合、会社都合か自己都合で失業給付金が貰える時期がちがいます。会社都合（倒産や事業縮小などによる解雇等）の場合は1週間の待機期間の後すぐに貰えますが、自己都合の場合はプラス支給制限の3カ月の期間が必要になります。

ところが、自己都合退職であっても、2009年の改正雇用保険法に加えられた“正当な理由のある自己都合退職”（正式には「特定理由離職者」といいます）であれば、支給制限期間はなくなります。ただし、給付日数については自己都合退職と同等です。なお、雇用保険への加入期間が6カ月以上必要となります。

「正当な理由の自己都合」の中には、「体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者」が入っていますので、相談者の場合、問題はありません。ただし、「特定理由離職者」と判断できる基準があって、それをクリアしなくてはなりません。

すなわち、①「疾病により勤務継続が困難であり」、なおかつ②「そのことを配慮した上の配置転換・業務内容変更をもってしてもなお勤務継続が困難である」という2つの条件をともに満たさ

なくてはなりません。それを証明するものが、医師の診断書等です。したがって、病気を理由に失業給付を受ける場合は、ハローワークに医師の診断書を提示する必要があります。

病気を理由とした 自己都合退職ならOK !!

よく上司のいじめでうつ病になり退職を余儀なくされ、自己都合退職になり失業給付が直ぐに開始されず生活に困窮するケースがありましたが、救われることになったわけです。

もちろん、失業給付は「働く意思があり、いつでも働くことができる状態にあること」、すなわち求職活動が前提となりますので、就職そのものが難しいほど病状が悪化していれば、病状が改善し、求職活動ができるまでは無理になります。

病状が重篤ですぐには就職活動ができない場合には、失業給付を1年以内に受給しないとその権利が失われますので、ハローワークに受給期間(有効期限)の延長を申請する必要があります。そうすると、最長3年間延長されます。

また、健康保険の傷病手当金と失業給付の併給はできませんので、すでに傷病手当金を受給している場合は病状が改善し傷病手当金を打ち切るまでは無理となります。

まとめてみますと、働いていて体調を崩してしまったときに生活を支える選択肢としては三つあります。一つは、傷病手当金を受給して病気欠勤(休職)する、二つ目は病気を理由に退職し失業給付を受ける、三つ目は欠勤し傷病手当金を受給し、それが打ち切られたら失業給付を受ける、という三つの方法です。



●知って得する情報●



「高額療養費資金貸付制度」を利用する

医療費の貸付制度ってあるの!?

「入院費が高い! 大変だな～」と支払いに困ることはありませんか。高額な医療費がかかった場合は、「高額療養費制度」を利用することにより自己負担限度額を超えた分のお金が国民健康保険（国保）や政府管掌健康保険等から払い戻されます。しかし、この高額療養費が払い戻されるまでには、本人が申請してから一般的には3カ月くらいかかるため、一度病院にはかなり高額な医療費を支払わなければならないこともあります。

そこで、高額な医療費を一度に用意することが困難な場合、無利子で事前にお金を借りることができる「高額療養費資金貸付制度」（高額療養費貸付制度ともいう）を利用することができます。

病院からの請求金額のうち、高額療養費に該当する金額の9割（国民健康保険に加入の場合）ないしは8割（政府管掌健康保険等に加入の場合）を保険者から貸し付け、直接病院へ支払いをする制度です。貸付された金額の返済は、本人に保険者から後日支払われる高額療養費が当てられます

ので、新たな負担にはなりません。ただし、この制度を利用するには病院側に了承を得る必要があります。保険料の滞納がないことも条件です。

◆申請手続き（国保の場合）◆

1. 病院に高額療養費資金貸付制度を利用したいことを申し出ます。
2. 病院の承諾を得た後、保険証を持参の上、住所地の役所（出張所）保険年金担当課へ出向き、窓口にて申請書類を受け取ります。
3. 病院で申請書類に必要事項を記入してもらい、一部支払依頼金額（下記参照）を支払います。領収書もらうことを忘れないように。
4. 保険証、貸付申請書類、領収書および印鑑を持参し、住所地の役所（出張所）保険年金担当課へ申請書を提出します。

◆利用上の注意事項◆

- ・貸付の対象は病院ごとになります。
- ・入院と外来は別々に取り扱います。
- ・1カ月（暦月）の医療費が自己負担限度額を超えない場合は、利用できません。
- ・診療月の翌月1日から起算して2年を経過しますと、時効により利用できなくなります。

【貸付金の計算例（国民健康保険の場合）】

70歳未満、医療費の自己負担割合が3割、高額療養費の自己負担限度額が一般区分の方で、入院で保険適用の医療費が100万円かかった場合。

保険適用医療費総額 1,000,000円

自己負担医療費 $1,000,000円 \times 0.3 = 300,000円$

高額療養費の自己負担限度額 = $80,100円 + (保険適用医療費総額 - 267,000円) \times 1\%$

すなわち、 $80,100円 + ((1,000,000 - 267,000) \times 0.01) = 87,430円$

高額療養費 $300,000円 - 87,430円 = 212,570円$

保険者からの貸付金額 $212,570円 \times 0.9 = 191,313円$ （全額貸し付けてくれる市もある）

⇒千円未満切り捨て 191,000円

医療費の本人負担金額 = 自己負担限度額 + 高額療養費の1割

$87,430円 + (212,570円 - 191,000円) = 109,000円$

※本人が病院に支払ってもらう金額（一部支払依頼金額）は、「医療費の本人負担金額」に保険適用外（食事代や保険診療にならないもの）の金額を足した金額になります。